

重 要 事 項 説 明 書

(訪 問 看 護 事 業)

____様に対する訪問看護サービスの提供に当たり厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 運営方針

- | |
|--|
| ①訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、快適な在宅療養が継続出来る様に支援します。 |
| ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |

2 サービスの概要

<指定訪問看護の内容>

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (4) 褥創の予防・処置 |
| (5) リハビリテーション | (6) ターミナルケア |
| (7) 認知症患者の看護 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (9) カテーテル等の管理 | (10) その他医師の指示による医療処置 |

3 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団健和会 訪問看護ステーション りんごの樹
指定番号	指定訪問看護事業所 北海道 0161590013
所在地	北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号 老人保健施設 あかまつの里ななえ内
電話番号	0138-65-7878
通常の事業の実施区域	七飯町・北斗市・函館市（旧函館市）

4 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	資格	勤務体制
管理者	1	看護師	常勤（訪問看護師と兼務）
看護師	2.5 以上	看護師	常勤換算法により 看護師 2.5 名以上とする。
理学療法士	4	理学療法士	非常勤専従 4 名
作業療法士	3	作業療法士	非常勤専従 3 名

5 営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日(日曜日、年末年始は除く)
営業時間	平日 8：45 ～ 17：15

6 利用料

- ①厚生大臣が定める基準による額相当とします。（別紙利用料参照。）但し、ケアプランの未作成等法定代理受領出来ない場合は、基準額全額のお支払いを頂きます。この場合、利用料の一部を後日市町村の窓口で償還払いが受けられます。
- ②通常の実施地域外でサービスを提供する場合には、別紙基準により交通費のお支払いを頂きます。

7 解約

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護サービスについては、いつでも解約する事が出来ます。

8 緊急時における対応方法

- ①訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた時は、必要に応じて、臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行い、その後に利用者及び御家族に対し経過を説明致します。
- ②当訪問看護ステーションは、利用者の不安を少しでも軽減するため、24 時間連絡体制をとっています。利用をご希望の方は、別紙をよくご覧の上お申し出下さい。

9 留意事項

当事業所は看護師の質的向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備しています。

10 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。従業員が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らす事が無い様必要な措置を講じます。

11 サービスに関する苦情処理

当事業所が行う指定訪問看護サービスについての御相談、御苦情を下記の窓口で承ります。

御相談窓口 管 理 者 ： 小 田 真 紀 子
電 話 ： 0138-65-7878
F A X ： 0138-66-2110

当事業所以外に、市役所、役場、国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口苦情を申し出る事が出来ます。

各市町村の介護保険担当課	七飯町役場	0138-65-2511
	函館市役所	0138-21-3041
	北斗市役所	0138-73-3111
北海道国民保険団体連合会	011-231-5161	

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13 ハラスメントの防止

当事業所は、現場で働く看護師の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向けて取り組んでいます。

下記の行為に関しては組織として許容しません。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、ご利用者及びその家族等も対象となり、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の対応を致します。

14 事故発生時の対応

当事業所が行う指定訪問看護サービスにおいて事故が発生した場合は、別に定める緊急連絡網の手順に従い、速やかに利用者の家族や身元引受人等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、当該保険者及び関係機関への連絡を行います。

15 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止などのため、指針を整備し責任者を設置。看護師に対しては虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な体制の整備を行っています。
看護師又は養護している家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに対応致します。

16 身体拘束

当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

17 感染症対策

当事業所において感染症が発生し又はまん延しないよう、指針を整備し、対策を検討する委員会への出席及び研修・訓練などに参加します。また、看護師等の清潔保持や健康状態について必要な管理を行い、ステーションの設備や備品等について衛生的な管理に努めます。

18 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、または非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な対応を行います。

重 要 事 項 説 明 書

（介護予防訪問看護事業）

_____様に対する訪問看護サービスの提供に当たり厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 運営方針

- ①訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、快適な在宅療養が継続出来る様に支援します。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 サービスの概要

<指定訪問看護の内容>

- | | |
|-------------------|---------------------|
| （1）病状・障害の観察 | （2）清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| （3）食事及び排泄等日常生活の世話 | （4）褥創の予防・処置 |
| （5）リハビリテーション | （6）ターミナルケア |
| （7）認知症患者の看護 | （8）療養生活や介護方法の指導 |
| （9）カテーテル等の管理 | （10）その他医師の指示による医療処置 |

3 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団健和会 訪問看護ステーション りんごの樹
指定番号	指定訪問看護事業所 北海道 0161590013
所在地	北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号 老人保健施設 あかまつの里ななえ内
電話番号	0138-65-7878
通常の事業の実施区域	七飯町・北斗市・函館市（旧函館市）

4 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	資格	勤務体制
管理者	1	看護師	常勤（訪問看護師と兼務）
看護師	2.5 以上	看護師	常勤換算法により 看護師 2.5 名以上とする。
理学療法士	4	理学療法士	非常勤専従 4 名
作業療法士	3	作業療法士	非常勤専従 3 名

5 営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日(日曜日、年末年始は除く)
営業時間	平日 8:45 ～ 17:15

6 利用料

- ①厚生大臣が定める基準による額相当とします。（別紙利用料参照。）但し、ケアプランの未作成等法定代理受領出来ない場合は、基準額全額のお支払いを頂きます。この場合、利用料の一部を後日市町村の窓口で償還払いが受けられます。
- ②通常の実施地域外でサービスを提供する場合には、別紙基準により交通費のお支払いを頂きます。

7 解約

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護サービスについては、いつでも解約する事が出来ます。

8 緊急時における対応方法

- ①訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた時は、必要に応じて、臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行い、その後に利用者及び御家族に対し経過を説明致します。
- ②当訪問看護ステーションは、利用者の不安を少しでも軽減するため、24 時間連絡体制をとっています。利用をご希望の方は、別紙をよくご覧の上お申し出下さい。

9 留意事項

当事業所は看護師の質的向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備しています。

10 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。従業員が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らす事が無い様必要な措置を講じます。

11 サービスに関する苦情処理

当事業所が行う指定訪問看護サービスについての御相談、御苦情を下記の窓口で承ります。

御相談窓口 管 理 者 ： 小田 真紀子
電 話 ： 0138-65-7878
F A X ： 0138-66-2110

当事業所以外に、市役所、役場、国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口苦情を申し出る事が出来ます。

各市町村の介護保険担当課	七飯町役場	0138-65-2511
	函館市役所	0138-21-3041
	北斗市役所	0138-73-3111
北海道国民保険団体連合会	011-231-5161	

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13 ハラスメントの防止

当事業所は、現場で働く看護師の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向けて取り組んでいます。

下記の行為に関しては組織として許容しません。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、ご利用者及びその家族等も対象となり、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の対応を致します。

14 事故発生時の対応

当事業所が行う指定訪問看護サービスにおいて事故が発生した場合は、別に定める緊急連絡網の手順に従い、速やかに利用者の家族や身元引受人等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、当該保険者及び関係機関への連絡を行います。

15 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止などのため、指針を整備し責任者を設置。看護師に対しては虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な体制の整備を行っています。
看護師又は養護している家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに対応致します。

16 身体拘束

当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

17 感染症対策

当事業所において感染症が発生し又はまん延しないよう、指針を整備し、対策を検討する委員会への出席及び研修・訓練などに参加します。また、看護師等の清潔保持や健康状態について必要な管理を行い、ステーションの設備や備品等について衛生的な管理に努めます。

18 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、または非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な対応を行います。